

中国ハイテク優遇税制適用の税務リスク

－蘇州工業園区国家税務局の解説のポイント－

2015年3月11日
税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
ディレクター 築瀬正人

1) 蘇州工業園区によるハイテク優遇税制に関する税務指導及び税務調査

江蘇省蘇州市の蘇州工業園区国家税務局は、江蘇省国家税務局の指示に基づき、2014年12月に所管企業担当者に対して、ハイテク優遇税制に関する税務調査状況の下記解説（税務指導）を実施しました。

2) 蘇州工業園区国家税務局解説の解釈ポイント

ハイテク優遇税制不適用事例に関して、蘇州工業園区国家税務局は、税務否認ではなく企業側からの適用放棄として事例紹介していることに留意すべきと考えます。

すなわち、解説の実施時期（2014年決算直前）を考慮すると、蘇州工業園区国家税務局は、ハイテク企業認定要件を充足していない企業に対しては、2015年5月申告（2014年度企業所得税確定申告）に際して、自らハイテク優遇税率15%の適用を放棄し、標準税率25%を適用するように指導しているように思われます。

3) 中国ハイテク優遇税制に対する税務リスクマネジメント

中国ハイテク優遇税制については、メリット（軽減税率）に比して、厳しい適用要件及び短い有効期間（3年間）、並びに中国子会社への知的財産権帰属の取扱い（中国国外関連企業への生産（横）展開に伴う中国子会社帰属ロイヤルティーの発生、その結果としての日本親会社ロイヤルティーの減少）に留意すべきです。

なお、税務調査においてハイテク企業認定が肯定（優遇税率適用の容認）される場合であっても、ハイテク企業としての研究開発活動に基づく知的財産を蓄積している中国子会社として、海外（日本）親会社に対する過大な支払ロイヤルティーが維持・継続されていることに関する税務リスクを考慮すべきです。

この場合、海外支払ロイヤルティーの一部について（減額）否認される税務リスクがあり、その税務インパクト（税負担額）は、ハイテク優遇税率否認に比して大きくなる可能性があります。

いずれにしても、各企業は、毎年ハイテク優遇税制に該当するかどうかについて、自ら各要件を的確に検討・判断し、仮に同税制の各要件を充足しない状況が生じた場合には、遅滞なく適用放棄の措置を講じる必要があると考えます。安易なハイテク優遇税制の（継続）適用は思わぬ対価を支払うこととなる可能性がありますので、細心の注意が求められるでしょう。

以上